

最高裁秘書第3281号

平成30年8月10日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第34号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年8月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

8月8日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分は法5条6号に定める不開示情報に相当しない」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 70期司法修習生に対し、検事の採用手続について通知した文書
イ 70期司法修習生が検事に採用されることを希望する場合に提出する書類の様式が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、4月26日付けで一部不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人は、(1)の各文書(以下「本件開示対象文書」という。)の不開

示部分に記載された情報（以下「本件情報」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号の不開示情報に相当しないと主張している。

しかし、本件情報は、検事の採用事務における着眼点の一端を推知させる情報であるから、これを公にした場合、当該情報を得た司法修習生の言動に不測の影響を及ぼし、検事の採用に当たっての正当な評価が困難となって、法務省における円滑な採用事務に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件情報は、法第5条第6号ニの不開示情報に相当する。

イ 苦情申出人の主張する事由について

苦情申出人は、苦情の事由として以下の点を挙げて採用事務に支障を生じるおそれがない旨主張するが、以下のとおり、いずれについても理由はない。

(ア) 苦情申出人は、70期司法修習生の「被面接者」が本件情報を了知しているため、被面接者において対応策をとることは可能であると主張するが、将来の採用事務への支障も考慮する必要がある。

(イ) 苦情申出人は、司法修習生考試に不合格とならない限り検事に採用されることが事実上決まっている以上、被面接者においてそもそも特別な対応策をとる必要はないとか、法務省のホームページ等で検事としてどのような人物を求めているか明らかにされているので、本件情報が開示されても特段の弊害が生じることはないなどとも主張するが、いずれも採用事務についての独自の見解によるものである。

なお、苦情申出人は、新任判事補志望者カードの全部が開示されていることから、本件情報が開示されたとしても、特段の弊害が生じるおそれはないとも主張するが、検事と判事補では採用手続が異なり、志望者が提出すべき書類も異なる。

ウ よって、原判断は相当である。